

「池田市北部大阪都市計画国道 176 号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（案）」の制定に向け意見を募集します。

池田市では、「池田市北部大阪都市計画国道 176 号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（仮称）」の制定を進めています。

条例制定に向けて、広く市民の皆さんの意見を伺うため、平成 24 年 1 月 10 日（火）から 1 月 31 日（火）までの期間で、パブリックコメント手続を実施します。

当地区計画は、「みどりの風促進区域」<sup>( )</sup>の軸となる国道 176 号沿道において、建築物の建替え等に伴い、土地の有効利用を図りながら、緑豊かなセミパブリック空間を創出することにより、みどりの風を感じるネットワークの形成を図ることを目的としています。

：みどりの風促進区域

海と山とをつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進するため、大阪府と関係市との協議により、道路や河川を中心に、一定幅の沿道民有地を含む区域を指定したものです。

## 【パブリックコメント手続について】

### 意見等の提出期間

平成 24 年 1 月 10 日（火）から 1 月 31 日（火）まで（郵便の場合は必着）

### 提示場所

- （１）市ホームページ
- （２）行政情報コーナー（池田市役所 2 階）
- （３）都市建設部まちづくり課（池田市役所 6 階）

### 提出資格

- （１）本市在住の方
- （２）市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- （３）市内に存する事務所又は事業所に勤務している方
- （４）市内に存する学校等に通っている方
- （５）本条例（案）について利害関係を有する方

### 本市が提示する参考資料

- ・「池田市北部大阪都市計画国道 176 号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（案）概要」
- ・北部大阪都市計画国道 176 号沿道地区地区計画区域
- ・みどりの風促進区域図

### ご意見の提出方法

住所、氏名（法人その他の団体は、所在地、名称）を必ず明記の上、次のうちいずれかの方法で提出してください。

- （１）都市建設部まちづくり課への提出
- （２）郵便　：　〒563 - 8666  
池田市都市建設部まちづくり課（住所不要）
- （３）ファクスによる送付　：　072 - 762 - 6572
- （４）電子メールによる送付　：　[machi@city.ikeda.osaka.jp](mailto:machi@city.ikeda.osaka.jp)

### その他

ご意見等の概要とそれに対する考え方については、後日市ホームページ及び行政情報コーナーで公表します。提出されたご意見等は、個人情報（法人情報を含む。）を除き、公表される場合があります。また、ご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご承知ください。

上記記載のほか、詳細については、池田市パブリックコメント手続要綱によります。

【問い合わせ】都市建設部まちづくり課（　：072 - 754 - 6262）